（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第二条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三十九号中「第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項」を「第五十七条第一項（第二号（同法第五十三条から第五十六条までに係る部分に限る。）」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条第二項第四十号中「第五十条第一項又は第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項」を「第五十条、第五十一条第一項又は第五十七条第一項（第二号（同法第五十三条から第五十六条までに係る部分に限る。）」に、「に限る」を「を除く」に改める。

附　則

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

都市計画法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五号

都市計画法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第三号及び第八十八条の二、活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第六条第一項第五号ロ、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第五条第一項第四号、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十七条第二項第二号及び第八十二条、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第七十一条第一項第二号、第七十三条第二項第一号及び第九十八条並びに地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市計画法施行令の一部改正）

第一条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十六号ロ中「若しくは事業所内保育事業」を「、事業所内保育事業若しくは乳児等通園支援事業」に改める。

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第二条　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「又は同条第二十項」を「、同条第二十項」に、「の用」を「又は同条第二十三項に規定する乳児等通園支援事業の用」に改める。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正）

第三条　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「若しくは同条第十二項」を「、同条第十二項」に、「を行う」を「若しくは同条第二十三項に規定する乳児等通園支援事業を行う」に改める。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令及び津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「こども家庭センター」を「乳児等通園支援事業の用に供する施設、こども家庭センター」に改める。

一　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）第十九条第一号

二　津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）第十九条第一号及び第二十一条第一号

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「若しくは同条第二十一項」を「、同条第二十一項」に、「の用」を「若しくは同条第二十三項に規定する乳児等通園支援事業の用」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年七月一日から施行する。

（都市計画法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の都市計画法施行令第二十一条第二十六号ロの規定は、第一条の規定による改正後の同号ロに掲げる建築物（同条の規定による改正前の同号ロに掲げる建築物に該当するものを除く。）であってこの政令の施行の際現にその建築の用に供する目的で開発行為が行われているもの又は新築若しくは改築の工事中のものについては、適用しない。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令第六条第一号の規定は、第三条の規定による改正後の同号に掲げる建築物（同条の規定による改正前の同号に掲げる建築物に該当するものを除く。）であってこの政令の施行の際既に着手していた建築に係るものについては、適用しない。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対策法施行令第十九条第一号の規定は、第四条の規定による改正後の同号に掲げる施設（同条の規定による改正前の同号に掲げる施設に該当するものを除く。）であってこの政令の施行の際現にその建築がされる予定の開発行為が行われているもの又は建築の工事中のものについては、適用しない。

（津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条（第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正後の津波防災地域づくりに関する法律施行令第二十一条第一号の規定は、第四条の規定による改正後の同号に掲げる施設（同条の規定による改正前の同号に掲げる施設に該当するものを除く。）であってこの政令の施行の際現にその建築がされる予定の開発行為が行われているもの又は建築の工事中のものについては、適用しない。

内閣総理大臣　石破　茂

国土交通大臣　中野　洋昌